

「骨格提言」の完全実現を求める10.27大フォーラム

全国頸髄損傷者連絡会事務局

「私たち抜きに 私たちのことを決めるな！」の声を届けるために、今年も2017年10月27日、日比谷野外大音楽堂にて集会を開催し閉会後には厚生労働省前に移動しての行動を行いました。

各当事者団体、関係団体、国会議員による連帯表明が行われた後、参加者全員により「集会アピール」が採択されました。(アピール全文を次ページに掲載)

ここで、我々が完全実現を求めている「骨格提言」とは何かを改めて確認しておきます。

2011年8月、政府に設置された障害者制度改革推進会議の総合福祉部会が「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」

(通称『骨格提言』)を発表しました。これをまとめる審議には、障害者団体の代表も加わりました。

その内容は障害者が地域の中で暮らしていくための政策を取りまとめたものです。

この「骨格提言」の成立を推し進めた原動力は、2005年10月31日に成立した障害者自立支援法に対する障害者とその関係者の憤りでした。

各地、各団体が運動を展開するとともに、翌年の10月31日以降、毎年10月に多くの当事者、関係者が日比谷に結集して、その意志を

示してきました。

2008年には、違憲訴訟も始まりました。

ところが、2012年に「骨格提言」に基づいて作られるはずの法制度は、障害者自立支援法の一部改訂(実質は、ほとんど変わらない)に終わってしまいました。

それとともに、全国の団体による、日比谷に結集する集会も開かれなくなってしまいました。

「骨格提言」は、障害者が地域で、社会で、暮らしていくために、絶対に実現して行かなければならないものです。

障害者総合福祉法がめざすべき6つのポイント

(1) 障害者が、市民として社会参加をし、平等で公平な生活を営むための、総合福祉法であること。

(2) 人生のすべての場面において、必要な支援サービスを、すべての障害者に保障すること。

(3) 支援サービスについて、地域間格差、障害種別間の格差の是正。

(4) 精神障害者の社会的入院や、施設への隔離を解消し、家族介助への依存からの脱却を図り、地域生活を実現すること

(5) 本人の意志や希望に基づく支援サービスの提供システムの確立

(6) 必要な支援サービスのための財源確保



日比谷野外音楽堂



厚労省前

集会アピール

「大人になったら、家族から独立し一市民として
くらしたい」。

これは、誰もが少なくても一度は思い描くこと
だと思います。しかし、しょうがいや病気があり、
支援が必要な身になると、それが一気に難しくな
り「何だかいけないこと」として感じてしまう。
非常に恥ずかしいことに、それが今の日本社会で
す。

「市民としてくらしたい」を難しくさせている
のは、しょうがいや病気のせいではありません。
自分の必要な支援が、周りに十分に無いからです。

今日の集会では、公的支援を抑制しようとする
国の動きや、多くの社会福祉の課題が語られまし
た。昨年起きた津久井やまゆり園事件の大きな原
因の一つは、しょうがいしゃを厄介者扱いにして
一カ所に集め管理する、日本が長年取ってきた国
策にあります。しかし隔離施策の反省をせず、小
規模化という名のもと、また入居施設を作ろうと
しています。施設での虐待が後を絶ちませんが、
通報対象に病院・学校・官公署が含まれていない
という大きな問題を放置し、障害者虐待防止法の
改正議論を進めようとしません。

しょうがいしゃが地域生活を送るのは、健常者
に比べ簡単ではないです。津久井やまゆり園事件
を機に、政府は何ら根拠も無いのにもかかわらず、
措置入院した人の生活を警察も含んだ会議体で
支援していくのだとしています。精神しょうがい
の人の生活支援を述べるならば、障害者総合支援
法の活用と拡充が良いはずで、なぜ警察が出てく
るのか。「支援という名前を借りた監視」は許され
ません。難病の人は支援を、病名によって制限さ
れています。行政は、本人の生活よりも医学的な
ことを重視するのです。多くの自治体では地域生
活のために必要な介護時間の上限を勝手に設け、

国はその実態を容認しています。介護保険では、
一人暮らしの人に欠かせない家事支援、生活援助
を勝手に必要ないと決めつけ、国の事業から外そ
うとしています。

今日の集会でみえてきたのは、“財政難”という
インチキ言葉を多用し、しょうがいや病名ごとで
施策を分け、本人の自立した生活に向き合わない、
生活の最も基盤となる生活保護を切り捨て、支援
が必要ならばできるだけ地域ボランティアを使
えと、国家が担うべき憲法第 25 条の責任を軽く
しようとする国の姿勢です。障害者権利条約、骨
格提言と相反するものです。

しょうがいや病気があると、家族から独立して
市民生活を送るのは、そんなにだめなのでしょう
か。「障害者自立支援法違憲訴訟団」と国との基本
合意や骨格提言では、そのようなことは全く書か
れていません。2つの文章では、公的支援を受け
ながら自立支援をすることは、権利として述べら
れています。先月の 9 月 29 日に行われてきた私
たちと厚生労働省の意見交換で、厚労省の職員は、
骨格提言を「これから読んでみます」とおっしゃ
ったのですが、あれからきちんと読まれたのでし
ょうか。

私たち大フォーラムは、違憲訴訟団と国との基
本合意に基づいて創られた「障害者総合福祉法の
骨格に関する総合福祉部会の提言」の完全実現を
求めています。この骨格提言は、人を線引きしな
い福祉政策を提言しており、しょうがい・病気が
あっても地域で十分に生活できる社会、優生思想
がはいりこむよちがない社会を描いています。

私たち大フォーラムは、他の団体と連携し、「市
民として生活したい」を深く追求し、強く訴え続
けます。

2017年10月27日

「骨格提言」の完全実現を求める 10.27 大フォーラム参加者一同（原文のまま。ルビは省略）